

平成 17 年 7 月 1 日

金融庁総務企画局企画課
保険企画室 御中

全国銀行協会

「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対する
意見の提出について

今般、当協会では、平成 17 年 6 月 10 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対する意見

今般、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対する意見を下記のとおり取りまとめました。

何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

< 総論 >

弊害防止措置の具体的な取扱いについては、実務上の問題に十分配慮のうえ、ワークブルなものとして頂くよう要望する。

< 各論 >

【保険業法施行規則】

(第211条第1項第1号関連)

- 「居住の用に供する建物(その一部を事業の用に供するものを含む。)」とは、その全部が店舗やオフィスに利用される建物を除くものと理解して良いか。
<確認>

(第211条第2項第1号関連)

- 預金情報から投資信託等をセールスしていたところ、顧客からの要望で保険契約に至った、というようなケースは、本号における顧客の同意は不要との理解で良いか。<確認>

(第211条第3項第1号関連)

- 銀行等生命保険募集制限先に「被保険者」を含める特段の理由がなく、また構成員契約規制とも整合的ではないことから、被保険者は対象外として頂くよう要望する。

- 「既に締結されている保険契約の更新に係るものを除く」とあるが、「更新」とは、具体的にどのようなケースを指しているのか、ご教示願いたい。また、第 211 条の 2 第 3 項に「更改（保険金その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除く。）」とあるが、こちらとの関係はどう理解すればよいか。
- 銀行等生命保険募集制限先および銀行等損害保険募集制限先に対する保険契約の締結の代理又は媒介については手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じることとされているが、構成員契約規制についても同様の措置が適用されるのか。

（第 211 条第 3 項第 3 号関連）

- 「事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」とは、当該業務を主として行っている者との理解で良いか。＜確認＞
- 第 211 条第 1 項第 1 号に規定する「住宅の建設、購入若しくは改良」に係る貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が保険募集を行うことは、差し支えないとの理解で良いか。＜確認＞

（第 211 条の 2 第 1 項第 1 号関連）

- 借入金が「充当されることが確実なもの」とは、どのような場合を指すのか。

（第 211 条の 2 第 3 項第 1 号関連）

- 「既に締結されている保険契約の更改」について、「保険金その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除く」とされているが、契約者の状態の変化により拡充が不可避な場合も含むのか。

（第 234 条第 1 項第 9 号関連）

- 勤務先企業が銀行に融資を申し込んでいるかどうかを、顧客（企業の従業員）自身は知らないのが通常である。従って、少なくとも融資申込先企業の従業員は、当該規定の適用対象外として頂きたい。なお、銀行において融資申込情報を共有化することは難しく、顧客が融資申込先企業の従業員であるかどうかを確認すること、及び守秘義務の観点から当該情報を顧客に通知し謝絶

することは事実上困難。

- 「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている」状態を特定することは難しいが、少なくとも顧客が融資申込書類を提出した後と理解して良いか。〈確認〉

(第234条第1項第14号関連)

- 本規制の趣旨は、募集制限先の規制を潜脱する目的・意図をもって、銀行等とその特定関係者との間でそれらの募集制限先に対して保険募集を行わせることを承知している場合に限られるとの理解で良いか。〈確認〉

【事務ガイドライン】

(1-15-2 関連)

- イ：「同意を得た旨を記録する」ということは、この段階の同意取得は口頭で良いとの理解で良いか。また、最終的に契約に至らなかった場合は、「書面による同意」は不要と考えて良いか。また、書面による説明を行うと同時に書面により同意を得た場合には、当該書面を適宜保存することにより、同意を得た旨の記録は不要と理解して良いか。
- ロ：口頭同意を受ける必要はないとの理解で良いか。
- ロ：規則第234条第1項第8号の弊害防止措置に対応する書面も郵便で送付して良いか。
- ハ：電話による非公開金融・保険情報の同意取得に関し、口頭同意の後「3営業日以内」とあるが、根拠は何か。根拠がなければ削除すべき。
- ニ：インターネットによる場合、事前に顧客の同意を得るための措置として、「電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法」を採用する際に、電磁的方法により同意取得の記録を保存する必要があるか。また、インターネットを利用した保険契約では、非公開金融情報又は非公開保険情報の利用について電磁的方法による説明を行い、同意を得れば契約申込の画面に進めるといった方法で良いか。
- 非公開金融・保険情報に含まれない「顧客の属性に関する情報」(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)に基づいた保険募集対象先リストを作成し、対象先に対して郵便、電話、インターネットを利用した保険募集を行うことは、非公開情報を利用した保険募集には該当しないという理解で良いか。

(1 - 15 - 3 関連 (第 211 条第 2 項第 2 号関連))

- 指針の公表は、HP に掲載すれば足りるとの理解で良いか。
- 「複数の保険の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと」とあるが、顧客ニーズを踏まえ、選択的に単一又は複数の商品の情報を提供したうえで保険募集を行うことは問題ないとの理解で良いか。また、同様の商品を複数取り扱っていない場合には、単一商品の情報提供を行うことで良いか。

(1 - 15 - 4 関連)

- 勤務先企業が当該銀行の融資先であるかどうかを顧客 (企業の従業員) 自身が知らないケースは相当数あると考えられるが、当該ケースにおいて、いわゆる「圧力販売」は論理的に存在せず、また仮に銀行側で当該顧客が制限先に該当することが判明した場合でも当該情報を顧客に通知し謝絶することは守秘義務の観点から困難であるため、制限先であるかどうかの判定は、あくまで顧客の自主申告を基準とした取扱いとするよう要望する。
- この場合、顧客の自主申告内容に誤りがあるケース (自らの勤務先が当該銀行の融資先ではないと申告したが、実際は融資先である場合など) や申告を顧客が拒否した場合は、そのことによって銀行が手数料を得られないこととなれば不合理であり、また守秘義務の観点から顧客に規制対象先であることを知らせることはできないため、このようなケースでもあくまで顧客の自主申告を基準とした取扱いとするよう要望する。具体的には以下のケースが考えられる。
 - ・顧客が申告した勤務先名について、同名の企業が他に存在し、勤務先本社の住所等特定できる情報を顧客が持っていない場合
 - ・勤務先名について、顧客が申告を拒否した場合
 - ・従業員数について、顧客がわからないと申告した場合又は申告を拒否した場合
 - ・従業員数について、顧客が 50 人超と申告したが、銀行側が保有している情報では 50 人以下又は不明であった場合

(1 - 15 - 5)

- 「意図的に貸付申込みをさせない場合」とは、「保険募集を行うために」との理解で良いか。

【その他】

- 「保険募集」の定義について、例えば次のような行為は「保険募集」に該当しないとの理解で良いか。
 - ・ 商品説明会等の場で、不特定多数の顧客に保険商品を説明する場合
 - ・ 特定顧客に対して、説明なしに商品パンフレットを渡したり、郵送したりする場合
 - ・ 特定顧客に対して、個別商品ではなく保険商品の一般的な説明を行う場合

以 上